

令和5年度

秋田県職員採用大学卒業程度試験

案内 令和5年4月26日 受 験 秋田県人事委員会

→ 秋田県が求める人材像 →

- 「ふるさと秋田」の可能性を信じ、秋田に貢献するという気概を持ち行動力のある人
- 困難にも粘り強く、誠実に取り組み、前例にとらわれずに創意工夫のできる人
- 多様な主体と意識を共有しながらチームとして行動し、目標の達成と自らのさらなる成長に向け努力する人

◇受付期間

令和5年4月26日(水)午前8時30分から5月17日(水)午後5時まで

◇申込方法

<u>インターネット (「秋田県電子申請・届出サービス」を通じた電子申請) により申し込んでください。</u> 次のURLから「採用試験の受験申込について」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、「秋田県 電子申請・届出サービス」に進んで申込手続を行ってください。

URL (https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095) 詳しくは、受験案内P7をご覧ください。

◇第1次試験

(日 時) 令和5年6月18日(日)

(試験会場) 秋田会場: 秋田大学 手形キャンパス 一般教育1号館・一般教育2号館

(秋田市手形学園町 1-1)

東京会場:都道府県会館(東京都千代田区平河町2-6-3)

◇令和5年度試験の変更点

「建築B (職務経験者)」を新設しました (留意事項(3)をご覧ください。)。

◇留意事項

- (1) 受験申込を行う場合は、期間内に受験申込書の提出を完了してください。入力中に受付期間の終了を迎 えた場合は、提出を一切受付できませんので、期間に余裕を持って受験申込を行ってください。 ※使用する機器や通信回線上の理由で提出が遅れた場合であっても、一切責任を負いません。
- (2) 「行政B」については、受験申込書のほかに、卓越した実績や経験を確認するための報告書を提出して いただきます。報告書の提出方法及び提出期限については、受験申込をされた方にのみ、令和5年6月 2日(金)までにお知らせします。
- (3) 試験区分「農学(一般) B (職務経験者)」、「林学B (職務経験者)」、「土木B (職務経験者)」及び 「建築B (職務経験者)」については、本案内とは別の受験案内「令和5年度秋田県職員採用大学卒業程 度試験 職務経験者採用【SPI方式】 受験案内」をご覧ください。

※本案内は、試験区分「農学(一般)B(職務経験者)」、「林学B(職務経験者)」、「土木B(職務経験者)」 及び「建築B (職務経験者)」 以外についてのものです。

問い合わせ 受験申込先

秋田県人事委員会事務局 (秋田地方総合庁舎4階)

(所在地) 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

(TEL) 018-860-3253 (直通)

(FAX) 018-860-3872

(E-mail) appco@mail2.pref.akita.jp

(人類於期位元才分) https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295

ウェブサイト 二次元コード



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員は変更になることがあります。
- (2) 申込みできる試験区分は、次のうち一つに限り、受験申込受付期間終了後における試験区分の変更は認めません。また、第1次試験希望地の変更も認めませんので御留意ください。
- (3) 「行政B」は、卓越した実績や経験を持ち、その実績等を得るために培った「粘り強い精神力」、「迅速・柔軟な行動力」、「熱意や意欲」を県政の諸課題に対して発揮できる人を求めるもので、「行政A」と採用後の職務内容や処遇に差異はありません。

卓越した実績や経験の例は次のとおりです。

- ・スポーツの分野において国際又は全国規模の大会で優秀な成績を収めた実績や経験がある方
- ・海外留学、青年海外協力隊、高度な社会貢献活動(ボランティア活動、NPO活動)のほか、芸術・文化の分野において国際又は全国規模の大会やコンクール等で優秀な成績を収めるなど、分野を問わず、人に誇れる実績や経験がある方

なお、「行政B」については、受験申込書のほかに、卓越した実績や経験を確認するための報告書を提出していただきます。報告書の提出方法及び提出期限については、受験申込をされた方にのみ、令和5年6月2日(金)までにお知らせします。

- (4)「行政C (職務経験者)」及び「教育行政B (職務経験者)」は、県政の発展と組織の活性化に貢献できる次のような人を求めています。
 - ①民間企業等における職務経験者

多様化する行政ニーズに応えられる、企業などで培った経験や専門的な知識・能力、民間のノウハウを有する人

②公務員経験者

公務員として培った経験等を活かし、即戦力となる人

	試験区分	>	쐚烷熉	主な職務内容	主な勤務先
行	政	Α	40		
行	政	В	2	企画・立案、経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等	
行政	C(職務経駅)	7		
心	理 判	定	4	心理相談、心理検査、心理診断、知能検査、カウンセリング、心理治療等	
管	理栄養	士	2	栄養・食生活改善、健康づくり、生活習慣病予防、給食施設指導等	
保	健	師	6	感染症予防、健康づくり、精神保健、母子保健に関する相談支援・教育等	
化		学	2	環境保全、廃棄物対策、地球温暖化防止対策、調査研究・分析等	
食	品 衛	生	3	食品衛生、生活衛生、調査研究・分析等	
農学	学 (一般)	Α	12	農業振興、農産物の生産技術指導、担い手育成、試験研究等	知事部局の課又は
農	業農村 🗆	L学	4	農地・水路等の整備、農村振興、計画策定・積算、工事監督等	その地方機関等
畜		産	2	畜産振興、企画立案、生産技術指導、試験研究等	
水		産	3	海面・内水面漁業振興、漁業調整・取締、水産資源調査、増殖技術開発等	
林	学	A	5	森林整備、治山・林道施設の整備、木材の加工・利用促進、森林病害虫対策、 木育・林業技術の普及等	
電		気	1	水力発電所建設・管理、工業用水道管理、電気設備の保守管理等	
土	木	A	8	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、計画、設計・ 積算等	
建	築	Α	1	営繕業務、建築指導、住宅政策、建築関係法令に係る相談等	
機		械	2	下水道・庁舎等機械設備の整備・維持管理、計画、設計・積算等	
教	育行政	A	2	企画・立案、経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等	サカウ サカ州 明
教育行	亍政Β(職務経	験者)	2	正四、工采、柱柱、丁异、口和、胸且、相等、沙外、扒倒守	教育庁、教育機関、 県立学校等
司		書	1	資料の収集・整理・保存等の蔵書管理、図書貸出・閲覧、調査相談等	小五丁区寸

2 受験資格

試験区分	受験資格		
(1) 行政A、行政B、心理判定、化学、農学(一般) A、農業農村工学、畜産、水産、林学A、電気、土木A、建築A、機械、教育行政A	大学を除く。)を卒業したもの若しくは令和6年(2024年)3月31日までに卒業する見込		

(2) 行政C (職務経験者)、教育行政B (職務経験者)	次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できます。 ア 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者 イ 次のいずれかの職務経験を有する者 ①民間企業等における職務経験年数**1が5年**2以上である者(会社員、自営業者等) ②国家公務員又は地方公務員(秋田県外の地方公共団体に限る。)の職務経験年数**1が5年**2以上である者(臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員及び任期付職員を除く。) ※1「職務経験年数」は、①は会社員、自営業者等として、②は公務員として、6か月以上継続して就業した期間を通算して計算します。なお、①と②の職務経験年数を通算することはできません。また、採用時に職歴証明書等の提出が必要となります。 ※2 受験申込期日までに5年に達する者を含みます。
(3) 管理栄養士	(1) のア、イのいずれかの要件を満たす者で、管理栄養士の免許を有するもの又は同免許を令和5年度中に実施する国家試験で取得する見込みのものが受験できます(外国籍の者も受験できます。)。
(4) 保健師	(1) のア、イのいずれかの要件を満たす者で、保健師の免許を有するもの又は同免許を令和 5年度中に実施する国家試験で取得する見込みのものが受験できます (外国籍の者も受験できます。)。
(5) 食品衛生	(1) のア、イのいずれかの要件を満たす者で、食品衛生監視員の任用資格を有するもの又は 令和6年3月31日までに当該資格を取得する見込みのものが受験できます。
(6) 司書	(1) のア、イのいずれかの要件を満たす者で、司書の資格を有するもの又は令和6年3月31 日までに当該資格を取得する見込みのものが受験できます。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者(管理栄養士及び保健師を除く)
- イ 地方公務員法第16条に該当する者
 - -・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他 の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 「管理栄養士」及び「保健師」を受験希望する外国籍の者で、就職が制限される在留資格のもの(ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる者は受験できます。)

◆外国籍の「管理栄養士」及び「保健師」受験希望者の方へ

外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

- ア 外国籍の職員は、公権力の行使(行政処分(行為)や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。)に携わる職務は担当できません。
- イ 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職(県の意思決定において、知事等から権限の委任を受け又は専決権を与えられた職であり、原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長が該当する。)に就くことはできません。
- 以上の事項を考慮の上、お申し込みください。なお、試験方法、試験問題は日本国籍を有する者と同一です。
- 不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、秋田県人事委員会事務局までお問い合わせください。

3 試験の日時及び場所

	区分	日時	場所	
第 1 次 献	行政B、行政C (職務経験者)、 教育行政B(職務 経験者)以外の各 試験区分 行政B、行政C (職務経験者)、 教育行政B(職務	令和5年6月18日(日) 教養試験 9時00分~11時20分 論文試験 I 11時40分~12時50分 専門試験※ 13時40分~15時55分 ※「管理栄養士」、「保健師」、「司書」は 専門試験を実施しません。 令和5年6月18日(日) 教養試験 9時00分~11時20分 論文試験 I 11時40分~12時50分	秋田会場:秋田大学 手形キャンパス 一般教育1号館・一般教育2号館 (秋田市手形学園町1-1) 東京会場:都道府県会館 (東京都千代田区平河町2-6-3) (注)試験時間には説明の時間が含まれます。	
	経験者)	論文試験Ⅱ 13 時 40 分~14 時 55 分		
第 2 次 試 験 (予定)	各試験区分共通	令和5年7月4日 (火) ~9日 (日) のうち 指定する日時及び 令和5年7月27日 (木) ~8月1日 (火) のうち指定する日時	秋田地方総合庁舎 (秋田市山王 4-1-2)	

4 試験の種目及び方法・内容

(1) 第1次試験

①教養試験、専門試験

大学卒業程度の学力を問う筆記試験で、試験問題は日本語、活字印刷により出題します。なお、「行政B」、「行政C(職務経験者)」、「管理栄養士」、「保健師」、「教育行政B(職務経験者)」及び「司書」は専門試験を実施しません。

試験種目	試験区分	出題分野	問題形式	配点
教養試験	各試験区分共通	社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈	択一式 40 問 120 分	100 点
専門試験	大 大 A 本 本 A 化 学 食 品 第 生 農業農村工学 畜 定 水 学 A 電 大 A 建 集 A 機 機	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係 一般心理学・企理学・臨床心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学 一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学、食品科学、応用微生物学 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般水産事情・水産経済・水産と規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む)、林業工学、林産一般、砂防工学数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学数学・物理、成用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	択一式 40 問 120 分	150 点

2論文試験

試験問題は日本語、活字印刷により出題します。なお、論文試験 I の評価は、第2次試験で行います。

p. 407.	内別の現代は日本品、自力中が明により山風しより。 よわ、 冊文が映 1 07 中間によ、 労 2 次が映 (1) v よ				
試験種目	試験区分	出題分野	問題形式	配点	
論文試験 I	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験(論文用 紙1枚800字以内) 品文試験 各 試 験 区 分 I		記述式 1題 60分	50 点	
論文試験	行 政 B	試験区分に関連した課題の小論文によって、積極性、創造性、将来性や県政への意欲等を問う試験(論文用紙1枚800字以内) 出題例: 令和4年度論文課題 「あなたが持っている卓越した実績や経験は何ですか。また、その実績や経験を得る過程で培ったものを、どのように秋田県のために活かしますか。「求める人材像」を踏まえ、具体例を挙げて述べなさい。」	記述式 1題 60分	50 点	
II	行 政 C (職務経験者) 教育行政B (職務経験者)	試験区分に関連した課題の小論文によって、県政への意欲等を問う試験 (論文用紙1枚800字以内) 出題例: 令和4年度論文課題 「これまでの職務経験を踏まえ、今後の自治体の業務や組織において積極的に推進すべき取組としてどのようなものがあるでしょうか。また、そうした取組への対応として自身の経験をどのように活かすことができるか、あなたの考えを述べなさい。」	記述式 1題 60分	50 点	

(2) 第2次試験

試験種目	方法・内容・対象			
口述試験	「秋田県が求める人材像」を前提とした、職務遂行上の適格性に関する人物面から			
	の面接試験			
個別面接 I	各試験区分共通	100 点		
プレゼンテーション面接	①行政B	300 点		
個別面接Ⅱ	②行政C (職務経験者) 及び教育行政B (職務経験者)	300 点		
	①及び②以外の各試験区分	200 点		
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査			
身体検査(電気のみ)	色覚について、職務遂行に支障がないかどうかの検査			

5 試験問題出題例

秋田県人事委員会事務局のウェブサイトに出題例を掲載しています。 ウェブサイトURL https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295

6 外国語資格加点

「行政B」、「行政C(職務経験者)」及び「教育行政B(職務経験者)」を除く全ての職種で外国語の資格加点を行います。 次のいずれかの資格等を取得している場合は、<u>第2次試験の総合得点に**6点**が加点されます。</u>

第2次試験時に証明書の写しを提出していただき、併せて原本の確認を行います。詳細は、第1次試験の合格通知の際に お知らせします。

なお、複数の資格等を取得している場合でも、申請できるのは一つの資格等に限り、有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

	外国語		対象となる資格等	
英	英語		実用英語技能検定 準1級、1級 TOEIC※ 730点以上 TOEFL iBT 80点以上 国連英検 B級以上	
韓	玉	語	一般韓国語能力試験 5級、6級 「ハングル」能力検定試験 2級、1級	
中	中 国		中国語検定試験 準1級、1級 中国語コミュニケーション能力検定 700点以上	
口	シア	語	ロシア語検定試験 第1~第4レベル ロシア語能力検定試験 2級、1級	

※TOEICの「団体特別受験制度 (Institutional Program) (通称: IPテスト)」のスコアは加点対象になりません。

7 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報は、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

8 合格者の決定方法

合格者は合計(総合)得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験、第2次試験ともに、各試験種目(適性検査を除く。)において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格となります。

(1) 第1次試験の合格者の決定方法

第1次試験合格者は、総合得点の高い人から成績順に決定します。

総合得点は、試験区分に応じて次のとおり算出します。

試験区分	第1次試験の総合得点		
行政B、	教養試験及び論文試験Ⅱの合計得点		
行政C(職務経験者)、	(ただし、教養試験の得点が一定の基準に達しない場合は、論文試験Ⅱが採点の対象外とな		
教育行政B(職務経験者)	ります。)		
管理栄養士、保健師、司書	教養試験の得点		
上記以外の各試験区分	教養試験及び専門試験の合計得点		

(2) 最終合格者の決定方法

論文試験 I 及び口述試験の合計得点を第2次試験の得点とします。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い人から成績順に決定します。

ただし、第1次試験及び第2次試験の合計得点が、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

なお、欠員の状況等によって最終合格者数は、採用予定人員を上回ることがあります。

9 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和5年6月下旬 ※詳細は、第1次試験当日にお知らせします。	秋田県人事委員会事務局のウェブサイトに受験番号を掲示するほか、合
最終合格発表	令和5年8月上旬	格者には書面で通知します。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、 土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に秋田県人事委員会事務局へ直接おいでください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所	
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、試験種目別 得点及び総合順位	第1次試験合格発表の日から 1か月間	秋田県人事委員会事務局 秋田市山王四丁目1番2号	
第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の総合 得点、試験種目別得点及び総合順位	最終合格発表の日から1か月 間	(秋田地方総合庁舎4階)	

11 合格してから採用まで

(1) 採用者の決定

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示します。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定します。

(2) 採用予定日

この名簿からの採用は、原則として令和6年4月以降の予定です。ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。

(3) 受験資格の欠格による採用候補者名簿からの削除

- ① 「管理栄養士」及び「保健師」の最終合格者で、受験資格に定める免許を取得する見込みのものが、令和5年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- ② 「食品衛生」の最終合格者で、食品衛生監視員の任用資格を取得見込みのものが、令和6年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- ③ 「司書」の最終合格者で、司書の資格を取得見込みのものが、令和6年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。

(4) 虚偽の申告があった場合

受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

12 勤務条件

(1) 給与

初任給(令和5年4月1日現在)は原則として、「管理栄養士」は医療職給料表(二)2級5号給月額196,140円、「保健師」は医療職給料表(三)2級15号給月額219,713円、それ以外の職種は行政職給料表1級29号給月額190,096円が支給されますが、職務経験等のある者については、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、「電気」などの勤務には、交替制や当直等の変則的な勤務を含むことがあります。

(3) 休暇

年間20日(採用年は原則として15日)の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

- ・ 職員住宅が、県内各地域(秋田市、鹿角市、北秋田市、大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市、湯沢市)、 東京都、大阪市、名古屋市及び福岡市に整備されています。
- ・ 県内約190か所のホテル、旅館等が指定保養所として認定されており、職員及びその家族が利用する場合に、宿泊料金の助成が受けられます。
- ・ 地方職員共済組合が運営する全国各地の宿泊施設や、企業優待契約を結んでいる各種レジャー施設等の利用割引が受けられます。

13 受験の申込手続

パソコン又はスマートフォン(「秋田県電子申請・届出サービス」による電子申請)で申し込んでください。

(1) 申込方法

最初に、「採用試験の受験申込について」(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095) にアクセスし、ページに記載されている内容を確認してから、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスしてください。その後、「秋田県電子申請・届出サービス」利用者登録を行い、完了したら手続き一覧から試験名を選択し、画面上の受験申込書に入力して、申し込み内容に間違いがないか確認した上で送信してください。申込を行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

(注) 5月17日(水)までに申込完了通知が届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

(2) 受験申込書の入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択(チェックマーク)してください。
- ② 最終学歴のコード入力欄は、本ページ下段の「電算コードの記入・入力の仕方」に従い、「学歴コード」及び「卒業年」の欄に数字を入力してください。
- ③ 最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4:3(サイズは問わない))の画像ファイル(JPEG、PNG又はGIF)を添付してください。
 - (注) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(3) 受験票の交付

6月9日(金)までに受験票が発行され、メールアドレスに受験票発行のお知らせが送信されますので、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

(注) 第1次試験開始前に受験票の照合を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

インターネット(電子申請)による受験申込の流れ 受験申込者 秋田県電子申請・届出サービス ①まず、秋田県電子申請・届出サービス 利用者登録 メールアドレスの登録 利用者登録画面への の利用者登録をします。(いつでも登 (メールアドレス) URL発行 緑可) **く_** _UR Ľのお知らせ__ 利用者登録 登 録 (パスワード、氏名、住所等) ※注意 利用者登録をしただけでは、 ②受験申込受付期間内に、秋田県電子申 受験申込は完了していません。必ず 利用者登録完了 請・届出サービスにアクセスし、手続 登録完了通知 ②以降の手続も行ってください。 き名一覧から試験名を選択し、必要項 受験申込書の 入力・送信 目を入力します。入力が完了したら、 送 信 ③受験申込を受付すると、申請者に申 内容に間違いがないか確認して送信 込完了通知メールにより整理番号と 受験申込の受信・受付 します。 (メール) 中込完了通知 パスワードを通知します。 ④申込完了通知メールにより、受験申込 が受付されたことと整理番号・パス (審査中) ワードを確認し、受験票が発行される 審杳 ⑤人事委員会事務局で審査を行い、お まで、しばらくお待ちください。 知らせした期日までに、受験票を (メール) **く- - 受験票発行通知** 一斉発行します。 ⑥受験票の発行がメールにより通知さ 受験票発行 受験票の発行 通知の受信 れますので、秋田県電子申請・届出 サービスにアクセスし、受験票をダウ ンロード・印刷してください。 受験票を

最終学歴欄 電算コードの記入・入力の仕方

ダウンロードして印刷

①学歴コード				②卒業年			
下表の中から該当するコー	下表の中から該当するコード番号を記入してください。				最終学歴の卒業年を記入してください。 令和6年3月卒業 (修了)		
大学	1			見込みを含みます。在学	半中(卒業見込者を除く。) 又は退学の場合は、		
大学院	2			一つ前の学歴について記	記入してください。		
短期大学	3	卒業	1	また、専修学校・各種	重学校等については、修学年数が1年以上の		
高等専門学校	4			場合についてのみ記入し、修学年数が1年未満の場合は、一つ前の			
高等学校	5	卒業見込み	2	学歴について記入してください。			
中学校	6						
専修学校・各種学校等	7			(記入例)	(記入例)		
(記入例) 令和6年3月に <u>卒業見込み</u> の場 12		(記入例) 既に短期力 卒業してい 3 1	· • —	令和6年3月卒業 見込みの場合 R 06	令和5年3月に短大を卒業し、令和6年 1月に各種学校を卒業見込みの場合 R 05		

◆障害のある方で、試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際し要望事項のある方は、その内容及び理由について、受験申込書の「受験上の要望事項」欄に記載してください。

14 第1次試験に関する注意事項

(1) 持ち物

試験当日は、受験票、筆記用具(HBの鉛筆とシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム)及び昼食(「管理栄養士」、「保健師」及び「司書」の受験者を除く)を持参してください。また、受験者が申込者本人であることを確認する場合がありますので、顔写真付きの身分を証明できるものを持参してください。

また、試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計(計時機能のみ)を各自持参してください。なお、携帯電話やスマートフォンについては試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。

(2) その他

災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県人事委員会事務局のウェブサイトでお知らせします。(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295)

試験会場案内

第1次試験会場

<u>試験会場敷地内への車両の乗り入れはできません。</u> また、試験会場及びその周辺に駐車することはできません。



